

個人情報保護委員会（第 321 回）議事概要

- 1 日 時：令和 7 年 4 月 30 日（水）13:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：大島委員長代理、浅井委員、清水委員、藤本委員、
高村委員、小笠原委員、穴戸委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、
佐々木総務課長、吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、
片岡参事官、澤田参事官

4 議事の概要

（1）議題 1：英国の十分性認定の対象範囲の拡大への対応について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

浅井委員から「4 月 9 日の欧州委員との面談に引き続き、今回の出張では英国科学・イノベーション・技術省のブライアント閣外大臣との面談が実現した。この両カウンターパートとの間で、十分性認定の対象範囲拡大の実現に向けた目標を共有できたことは、大変意義が大きい。EU・英国ともに、十分性認定を受けている認定国間のネットワークをそれぞれ広げている。日本に対する十分性認定の対象範囲を拡大する今般のプロセスが完了した暁には、ここに参加している各認定国との間で、共通性と整合性を実現することができることも成果である。これは、当委員会の国際的協力関係の強化に資するものとする」と旨の発言があった。

大島委員長代理から「4 月 22 日から 25 日までの間、英国に出張してきた。今回の出張では、英国科学・イノベーション・技術省のブライアント閣外大臣と会談した。今回の会談では、日英相互認証の両国にとっての重要性を再確認し、また、英国による日本への十分性認定の対象範囲を学術研究分野・公的部門に拡大する協議等が着実に進行していることを歓迎し、拡大後の枠組みが、2026 年春までに実現することを目標として作業を加速させる旨の共同声明を発出することができた。私ども個人情報保護委員会の委員が、英国の大臣級と会談を行うのは初めてのことであり、また、英国と共同声明を発出するのも初めてのことであった。事務局においては、対象範囲拡大後の日英相互認証が可能な限り早期に発効できるよう、引き続き作業を加速してもらいたい。今年 2 月には、浅井委員が米国・ワシントンにて連邦取引委員会のファーガソン委員長と会談され、また、今月は私がベルギー・ブリュッセルにて欧州委員会のマグラー委員とも会談を行ったところ。今回の英国ブライアント閣外大臣との会談も含めて、当委員会のプレゼンスを高め、関係各国・機関との協力関係を強化していく上で、大変意義深い会談が実現していることをうれしく思っている」と旨の発言があった。

(2) 議題2：特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（案）の意見募集について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「今回の指針の改正案は、従来の保護評価の考え方を変更するのではなく、明示的に示されていなかった事務フローの変更時の対応について、改めて注意喚起するものと認識している。改正案について異論はないが、二つコメントさせていただく。

保護評価の目的は、指針に記載のとおり、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止であって、評価実施機関が主体的な措置を講ずることが期待されているとされている。指針上、再実施等は、形式条件で判断することとなっているが、重要なのは事務フローの変更等があった場合に適切にリスク対策を打てるかどうかであり、この部分は評価主体の実質的・主体的判断を伴うものといえる。事務局において指針の解説等の見直し等を行う際には、事務レベルでの的確な判断に資するものとなることを求める。

コメントの2点目として、指針や解説の内容の整理、評価書の簡素化の検討をお願いしたい。現在の指針及び解説や評価書はやや複雑という印象を持っており、評価主体やパブリックコメントを行う立場にある一般市民の意見も聞きながら、主体的な判断に資するシンプルで理解しやすいものになるよう見直しをお願いしたい」旨の発言があった。

これに対し、片岡参事官から「リスク対策の追加に関する判断に資する解説について、評価実施機関の御意見も伺いながら、評価実施機関にとってより分かりやすくなるよう工夫していく」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

(3) 議題3：厚生労働大臣（労働安全衛生法による免許に関する事務）の全項目評価書について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「2点コメントさせていただく。

1点目として、国家資格等情報連携・活用システムは昨年秋から運用を開始し、半年が経過した状況と理解している。この間、今回の評価対象事務に影響する問題は発生していないとのことであるが、今後、当該システムに登録される資格情報が拡充し、予期せぬ新たなリスクが識別されることも考えられるため、万が一厚生労働省や他の府省庁で先行的に実施する資格管理事務において類似のシステムの不具合が発生し、リスクが識別された際には、タイムリーに対応できるよう、情報共有を適切に行っていただきたい。

2点目として、厚生労働省で過去に発生した個人情報に関する重大事故に関して、講じられた再発防止策を参考に、今般の事務においても適切な取

扱いを徹底していただきたい」旨の発言があった。

本評価書について承認され、厚生労働大臣に対し、評価書が承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知することとなった。

(4) 議題4：令和6年度施行状況調査（令和7年度実施）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「安全管理措置に係る規定について、情報セキュリティポリシー等で規定が整備されていれば問題ないということか」という旨の発言があった。

これに対し、片岡参事官から「実質的に整備されていれば問題ない。前年度の調査ではその点が不明確な部分があるため、今年度の調査ではそこを明確にしたい」旨の発言があった。

清水委員から「情報セキュリティポリシーと個人情報の安全管理措置に係る規定に書くべきものは同じなのか」という旨の発言があった。

これに対し、片岡参事官から「書いてある場所が情報セキュリティポリシーであっても、安全管理措置として求めている項目が記載されていれば問題ない」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

(5) 議題5：損害保険会社及び保険代理店に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

藤本委員から「本事案は、長期間にわたって、大手損保4社合計で200万人を超える個人データについて、不適切な取扱いがあったということで、個人情報保護の観点から非常に重要な案件だと認識している。特に長期間複数社で行われていたにもかかわらず発覚に至らなかった点について、よく考えなければいけないと思う。

資料中にもあるが、営業に関する業務の都合を優先させるといった判断があったこと等については、各社で大きく意識を変える取組が必須だと思う。この点については、経営層が強いリーダーシップを発揮して変革を推進する必要があるし、組織としてそれを定着させるための仕組みづくりを実施していただければと思う」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

(6) 議題6：LINE ヤフー株式会社への勧告等に対する改善状況の概要及び同社への対応方針について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

(7) 議題7：監視・監督について

※内容について非公表

以上